

《外国人を紹介する場合の「取扱職種記載例」》

国内
・日本国籍

就労が認められる資格

・特定技能

国外

就労が認められる資格

・特定技能

就労が認められる資格所有者とは、「特定技能」を含む「高度専門職」や「技術・人文知識・国際業務」等の就労目的で、在留が認められる全ての外国人のことです。

	国内			国外	
	日本国籍	就労が認められる 資格所有者	特定技能	就労が認められる 資格所有者	特定技能
国内 ・全 職 種	①	○	○	○	—
	②	○	—	○	—
	③	○	—	—	○
	④	○	—	—	○
	⑤	○	○	○	○
	⑥	○	—	○	○
扱 わ 本 な 人 い を	⑦	—	○	○	—
	⑧	—	—	○	—
	⑨	—	○	○	○
	⑩	—	—	○	○

国内・全職種

国内、日本人及び国内在留の外国人

- ① 国内の日本国籍+国内の就労が認められる資格所有者
⇒ (国内・全職種)
- ② 国内の日本国籍+国内の特定技能のみ
⇒ (国内・全職種)

国内及び国外

- ③ 国内の日本国籍+国外の就労が認められる資格所有者
⇒ 国外においては、出入国管理及び難民認定法に基づき就労目的の在留が認められる外国人に係る職業紹介
- ④ 国内の日本国籍+国外の特定技能のみ
⇒ 国外においては、出入国管理及び難民認定法に基づく特定技能に係る職業紹介
- ⑤ 国内の日本国籍+国内の就労が認められる資格所有者+国外の就労が認められる資格所有者
⇒ 国外においては、出入国管理及び難民認定法に基づき就労目的の在留が認められる外国人に係る職業紹介
- ⑥ 国内の日本国籍+国内の特定技能+国外の特定技能
⇒ 国外においては、出入国管理及び難民認定法に基づく特定技能に係る職業紹介

日本人を扱わない

国内、国内在留の外国人

- ⑦ 国内で就労が認められる資格所有者のみ(日本人を扱わない)
⇒ 出入国管理及び難民認定法に基づき就労目的の在留が認められる外国人に係る職業紹介
- ⑧ 国内の特定技能のみ(日本人を扱わない)
⇒ 出入国管理及び難民認定法に基づく特定技能に係る職業紹介

国内及び国外

- ⑨ 国内・国外で就労が認められる資格所有者のみ(日本人を扱わない)
⇒ 国内及び国外においては、出入国管理及び難民認定法に基づき就労目的の在留が認められる外国人に係る職業紹介
- ⑩ 国内・国外の特定技能のみ(日本人を扱わない)
⇒ 国内及び国外においては、出入国管理及び難民認定法に基づく特定技能に係る職業紹介